

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	静岡ガス株式会社		コード	9543
提出日	2026/2/25	異動(予定)日	2026/3/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	中西勝則	社外取締役	○													○		有
2	平野肇	社外取締役	○													△		有
3	丸野孝一	社外取締役	○													△		有
4	平川理恵	社外取締役	○														○	有
5	谷津良明	社外監査役	○										△					有
6	小林英文	社外監査役	○													△		有
7	柴垣貴弘	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	中西勝則氏は、過去3年間に於いて静岡銀行の業務執行者でありました。当社は同社と資金借入の取引がありますが、過去3年間の同社からの借入残高は当社の連結総資産の2%未満であります。	中西勝則氏については、当社と特別の利害関係を有しておらず、当社の定める判断基準に基づき独立性があると判断しています。
2	平野肇氏は、過去、三菱商事の業務執行者でありましたが、同社の業務執行者に該当しなくなつてから3年以上経過しております。当社は同社と原料LNGの取引がありますが、過去3年間の当該取引金額は同社の連結売上高の2%未満であります。	平野肇氏については、当社と特別の利害関係を有しておらず、当社の定める判断基準に基づき独立性があると判断しています。
3	丸野孝一氏は、過去、第一生命保険の業務執行者でありましたが、同社の業務執行者に該当しなくなつてから3年以上経過しております。提出日現在、当社は同社と資金借入の取引はありません。また、過去3年間の同社からの借入残高は当社の連結総資産の2%未満であります。	丸野孝一氏については、当社と特別の利害関係を有しておらず、当社の定める判断基準に基づき独立性があると判断しています。
4	該当事項はありません。	平川理恵氏については、当社と特別の利害関係を有しておらず、当社の定める判断基準に基づき独立性があると判断しています。
5	谷津良明氏は、過去、当社の会計監査人であり、過去3事業年度の報酬の平均額が1,000万円以上である有限責任監査法人トーマツに所属しておりましたが、同社を退所してから3年以上経過しております。	谷津良明氏については、当社と特別の利害関係を有しておらず、当社の定める判断基準に基づき独立性があると判断しています。
6	小林英文氏は、過去、㈱みずほ銀行およびみずほ証券の業務執行者でありましたが、同社の業務執行者に該当しなくなつてから3年以上経過しております。当社はみずほ銀行と資金借入の取引がありますが、過去3年間の同社からの借入残高は当社の連結総資産の2%未満であります。また、みずほ証券とは株式管理委託等の取引がありますが、過去3年間の当該取引金額は同社の連結売上高の2%未満であります。現時点において当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、独立性に特段の問題はありません。	小林英文氏については、当社と特別の利害関係を有しておらず、当社の定める判断基準に基づき独立性があると判断しています。
7	柴垣貴弘氏は、過去、第一生命保険の業務執行者でありましたが、同社の業務執行者に該当しなくなつてから3年以上経過しております。提出日現在、当社は同社と資金借入の取引はありません。また、過去3年間の同社からの借入残高は当社の連結総資産の2%未満であります。	柴垣貴弘氏については、当社と特別の利害関係を有しておらず、当社の定める判断基準に基づき独立性があると判断しています。

4. 補足説明

当社の社外役員の独立性判断基準は、当社ホームページで公表しています(https://ir.shizuokagas.co.jp/ja/ir/Misc/Governance.html)。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。